

換地計画について

(換地計画の決定及び認可)

第八十六条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(換地計画)

第八十七条 前条第一項の換地計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 換地設計

二 各筆換地明細

三 各筆各権利別清算金明細

四 保留地その他の特別の定めをする土地の明細

(換地計画に関する関係権利者の同意、縦覧及び意見書の処理)

第八十八条

2 個人施行者以外の施行者は、換地計画を定めようとする場合においては、政令で定めるところにより、その換地計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された換地計画について意見がある場合においては、縦覧期間内に、施行者に意見書を提出することができる。

6 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、第二項の規定により縦覧に供すべき換地計画を作成しようとする場合及び第四項の規定により意見書の内容を審査する場合においては、土地区画整理審議会の意見を聴かななければならない。

換地計画の軽微な変更について

「換地計画」にかかる図書において、下記に掲げるいずれかを原因とし、修正又は変更に係る箇所の権利価額又は権利価額の総額に影響を与えない軽微な変更があった場合は、土地区画整理事業施行者限りで処理することとしたい。

1. 関係所有者の住所・氏名の変更
2. 所有権、借地権又は抵当権等の登記、申告、移転、消滅
3. 従前地の分割又は合併によるもの
4. 地域の名称、地番、地目又は地積の変更
5. 記載事項の誤記、脱字
6. 関係者から提出された換地変更願による換地変更